

## はじめに

平素から海難審判行政に対するご理解、ご協力をいただき、ありがとうございます。

昭和 23 年旧海難審判法施行によって、明治 30 年に施行された海員懲戒法に基づく海員懲戒主義から、海難の原因を明らかにしてその発生の防止に寄与することを目的とする、海難審判庁による海難審判制度が始まり、平成 20 年に現海難審判法への改正が行われて海難審判所が発足し、本年 10 月に 10 年目を迎えることとなります。

現行制度において、その目的が、海難原因の究明から、海技士若しくは小型船舶操縦士又は水先人に対する懲戒を行うための手続等を定め、もって海難の発生防止に寄与することになっても、厳正かつ公正、公平な手続による調査及び審判を行うことにより海難の発生防止に取り組むという点においては、何ら変わるものではありません。

今後も、海難審判制度全般を通じて海難の発生防止に寄与できるよう、海難審判所職員一丸となって努力する所存です。

さて、今般発刊の「平成 29 年版レポート 海難審判」では、『平成 28 年における海難審判所の活動状況』について取りまとめました。

理事官が認知、立件した海難件数は、ここ数年減少傾向にありますが、プレジャーボートを主とする小型船舶についてはほぼ横ばいであり、海難事故全体に占める小型船舶の割合が大きくなる傾向にあります。

本書では、『裁決事例』について、海難防止の参考としていただく上で、裁決のポイントを航法別、船種別に整理し、海難がどのように発生したのかを分かりやすく紹介しています。

本書が、船舶運航に関わる皆様にご利用され、安全運航の一助となって海難の発生防止に寄与できれば幸いに存じます。

今後とも、海難審判行政に対する皆様のご理解、ご協力を賜りますようお願い申し上げます。

平成 29 年 10 月 海難審判所長

# 目 次

## はじめに

## 本 編

---

海難審判所の現状	1
1 海難審判制度の目的と任務	1
2 海難審判所の組織と管轄	1
3 海難審判所の現状	2
海難の調査と審判	3
1 海難調査	3
(1) 海難の認知, 立件及び調査	3
(2) 海難審判法の対象となる海難	3
(3) 審判開始の申立て	5
2 海難審判	6
(1) 海難審判の開始	6
(2) 海難審判の審理	6
(3) 審理の終結	6
(4) 裁決の取消しの訴え	6
裁決の状況と原因	8
1 裁決の状況	8
(1) 海難種類別裁決件数	8
(2) 船種・海難種類別隻数	8
(3) 免許種類別懲戒の状況	9
2 裁決における原因	10
(1) 原因総数	10
(2) 原因分類別	10
(3) 「航法不遵守」が原因とされた海難	10
《裁決事例－航法別》	11
(4) 船種別による海難の原因分類	16
《裁決事例－船種別》	18
海難防止の取り組み	25